Z―76 再― J

事業税　試験問題

〔注意事項〕

1．試験官の「始め」の合図があるまでは、試験問題の内容を絶対に見てはいけません。

2．この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味２時間です。

3．試験時間終了前に受験を終了すること（途中退室）は認めません。

4．「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。

5．試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。

6．答案の作成には、必ず黒又は青のインキ（ボールペンを含む。以下同じ。）を用いてください。修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。黒又は青のインキの筆記具以外のもので記入した答案は採点されません。

7．答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙（第一問用及び第二問用）に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。

8．答案用紙がホチキス留めされている場合、ホチキス留めを絶対に取り外さないでください。答案作成に当たっては、答案用紙のホチキス部分を折り曲げても差し支えありませんが、外さないように注意してください。

9．解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。所定の箇所以外に記載されているものは、採点の対象としません。

　なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。

10. 問題文に指示しているものを除き、令和８年４月３日現在の施行法令等によって出題されています。

11. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。

12. この問題のページ数は、「Ｊ１～Ｊ９」です。

13. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。

〔**第一問**〕 ―50点―

問1（25点）

法人事業税の中間申告納付について、その概要を述べるとともに、中間納付額のそれぞれの算定方法を、法人の態様にも触れつつ説明しなさい。なお、事業年度は毎年4月1日から3月31日とし、申告納付を行うに当たって申告書に記載する事項、添付する書類及び中間申告納付に関する期限が延長された場合についての説明は要しない。

問２（25 点）

甲氏は、Ｘ県において個人で飲食店業を営んでいるが、個人での経営を取りやめて、令和８年４月１日よりＡ株式会社（以下「Ａ法人」という。）を設立し、法人として事業を営む形態へ移行したいと考えている。

乙税理士は、令和８年２月 28 日、甲氏から「法人形態に移行する前後で、事業税の税務手続に関してどのような違いがあるか」という質問を受けた。あなたが乙税理士なら、次の⑴及び⑵の事項をどのように説明すべきか述べなさい。なお、⑵の具体的な手続の解答に当たっては、⑴の制度の概要の解答と重複する部分がある場合には、その旨を記載するなど、簡潔に記載することで差し支えない。

⑴　個人事業税及び法人事業税における税務手続の原則的な取扱いに係る制度の概要。

⑵　次の**【資料】**に基づく、下記①～④のそれぞれの期間に係る甲氏又はＡ法人が行うこととなる具体的な手続。

①　令和７年１月１日から令和７年 12 月 31 日までの期間

②　令和８年１月１日から令和８年３月 31 日までの期間

③　令和８年４月１日から令和９年３月 31 日までの期間

④　令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日までの期間

※　課税標準及び税額の算定方法、申告期限の延長、修正申告納付、更正の請求及び徴収の猶予については、説明を要しない。

【資料】

１　甲氏は、事業の開始以来、事業税の賦課徴収につき必要な事項を附記した所得税の確定申告書を期限内に提出している。

２　令和６年６月に発生した火災により事業用資産が損壊し、その取り壊しのための費用を支出したことにより、令和６年の事業の所得の計算上損失の金額が生じている。

３　甲氏の令和８年１月１日から令和８年３月 31 日までの期間に係る事業所得は 8,000,000 円である。

４　Ａ法人の事業年度は、年１期であり、毎年４月１日から翌年３月 31 日までである。

５　法人設立時の資本金の額は 200,000,000 円であり、法人設立以後、資本金の額を変更する予定はない。

６　Ａ法人は、事業規模を拡大するため、令和９年７月１日付けでＹ県に２号店を出店する予定である。

７　Ａ法人は、令和９年４月以降、２号店の出店に際し多額の費用の支出が見込まれており、中間期間を一事業年度とみなした仮決算による中間申告納付を行う予定である。

８　上記以外に考慮すべき項目はない。

〔**第二問**〕 ―50点―

問1（25点）

次の**【資料】**に基づき、X株式会社（以下「X社」という。）の第19期事業年度に係る事業税について、各県に納付すべき事業税額を、それぞれ計算過程を明らかにして算定しなさい。

【資料】

1　X社の第19期事業年度は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までである。

2　X社は、ゴム製品の製造業及び卸売業並びに林業を行っており、事業年度末時点で、L県、M県及びN県に事務所等がある。

3　X社の令和9年3月31日現在の資本金の額、資本準備金の額、その他資本剰余金の額及び資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する金額）は、次のとおりである。

資本金の額	4,000,000,000円
資本準備金の額	0円
その他資本剰余金の額	1,500,000,000円
資本金等の額	5,900,000,000円（※）

※　上記の資本金等の額には、会社法第447条の規定により減少した資本金の額1,900,000,000円（その他資本剰余金として計上したもの）が含まれている。当該減資に関連する会計処理は、下記4のとおりである。

4　X社は、令和6年11月に開催された株主総会において、会社法第447条の規定により、資本金の額のうち1,900,000,000円を減少し、その全額をその他資本剰余金の額とする旨の決議を行った。当該資本金の額の減少に係る効力発生日は令和7年1月31日である。

その後、X社は、令和8年5月に開催された株主総会において、会社法第452条の規定により、上記により計上したその他資本剰余金のうち400,000,000円を損失の填補に充てる旨の決議を行い、令和8年5月29日に損失の填補に充てた。当該損失の填補に充てた日における会社計算規則第29条に規定するその他利益剰余金の額は、▲400,000,000円である。

5　X社の第19期事業年度における各事業の売上金額は、次のとおりである。

製造業	74,403,300,000円
卸売業	31,891,500,000円
林業	903,200,000円

6　X社の第19期事業年度における法人税の課税標準である所得金額（法人税法施行規則別表四の合計欄(34)欄の額）は、957,460,000円であり、内訳は次のとおりである。

製造業	857,410,000円
卸売業	89,550,000円
林業	10,500,000円

7　X社の第19期事業年度の法人税の額の計算に当たっては、支払を受けた利子について源泉徴収された所得税額及び復興特別所得税額1,500,000円について、全額を損金の額に算入している。なお、1,500,000円のうち製造業に係る金額は1,250,000円、卸売業に係る金額は250,000円である。

8　X社の第19期事業年度に係る事業税の所得計算において、控除できる繰越欠損金の額は860,000円である。

9　X社の第19期事業年度に係る事務所等の概況は、次のとおりである。

（1）製造業

所在地	事務所等	従業者数	人件費関係	利息関係	賃貸借料関係
L県	本社	771人	給与・賞与等 4,038,000,000円 法定福利費 674,000,000円 企業年金掛金 316,000,000円	預金利息 388,000,000円 他社の社債利息 47,000,000円	—
M県	工場	492人 （※1）	給与・賞与等 2,180,000,000円 （※2） 法定福利費 361,000,000円 企業年金掛金 198,000,000円	—	倉庫の賃借料 2,000,000円 （※3）
N県	工場	2,389人 （※4）	給与・賞与等 13,530,000,000円 法定福利費 2,129,000,000円 企業年金掛金 1,043,000,000円 派遣契約料 421,000,000円	—	駐車場の賃借料 14,000,000円 借上社宅の 賃借料 135,000,000円 （※5）

※1　M県の工場の従業者数は、アルバイト従業員92人を含む。（アルバイトの人数は第19期事業年度において常に92人であった。）

※2　M県の工場の給与・賞与等は、アルバイト従業員に支払った136,000,000円を含む。

※3　M県の工場では、需要期に向けた増産に備えて原材料を保管するため、令和8年9月1日から令和8年9月20日までの間、M県の倉庫を賃借していた。

※4　N県の工場の従業者数は、A株式会社（以下「A社」という。）からの派遣労働者81人を

含む。（Ｘ社はＡ社から、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（以下「労働者派遣法」という。）に規定する労働者派遣契約に基づく労働者派遣を受けており、派遣労働者の人数は第 19 期事業年度において常に 81 人であった。また、81 人はＸ社の業務に従事している。）

なお、Ｘ社はＡ社へ派遣契約料 421,000,000 円を支払っている。

※５　借上社宅の使用料として、従業員から 23,000,000 円を受け取っている。

（２）卸売業

所在地	事務所等	従業者数	人件費関係	利息関係	賃貸借料関係
Ｌ県	本社	622 人 （※６）	給与・賞与等 3,110,000,000 円 法定福利費 464,000,000 円 企業年金掛金 215,000,000 円 （※７） 派遣契約料 133,000,000 円	借入金利息 537,000,000 円 国債の利息 25,000,000 円	―
Ｍ県	支社	406 人	給与・賞与等 1,990,000,000 円 法定福利費 310,000,000 円 企業年金掛金 134,000,000 円	―	支社社屋の 賃借料 43,000,000 円

※６　Ｌ県の本社の従業者数は、Ｂ株式会社（以下「Ｂ社」という。）への派遣労働者 19 人を含む。（Ｘ社はＢ社に労働者派遣法に規定する労働者派遣契約に基づく労働者派遣を行っており、派遣労働者の人数は第 19 期事業年度において常に 19 人であった。また、19 人はＸ社の業務に従事していない。）

なお、Ｘ社はＢ社から派遣契約料 133,000,000 円を受け取っている。

※７　Ｌ県の本社の人件費関係は、Ｂ社への派遣労働者に係る人件費等（給与・賞与等：93,000,000 円、法定福利費：14,000,000 円、企業年金掛金：6,000,000 円）を含む。

（３）林業

所在地	事務所等	従業者数	人件費関係	利息関係	賃貸借料関係
N県	支社	59 人	給与・賞与等 295,000,000 円 法定福利費 41,000,000 円 企業年金掛金 21,000,000 円	借入金利息 11,000,000 円	支社社屋の 賃借料 9,000,000 円 （※８）

※８　N県の支社の賃借料は、共益費 1,000,000 円を含む。

（注１）　第 19 期事業年度において、事務所等の新設・廃止はないものとする。

（注２）「従業者数」欄の数値は、第 19 期事業年度末の数値である。なお、従業者数に変動はないものとする。

（注３）「人件費関係」、「利息関係」及び「賃貸借料関係」の欄にある額は、第 19 期事業年度中の総額である。これらは特段の記述のない限り、全て第 19 期事業年度の法人税額の計算において損金又は益金の額に算入されているものとする。また、「人件費関係」、「利息関係」及び「賃貸借料関係」の欄にある額には、棚卸資産等に係るものはないものとする。

（注４）「給与・賞与等」には、所得税を課さないこととされている通勤手当を含まない。

（注５）「派遣契約料」は、消費税及び地方消費税を含まない金額である。

（注６）「賃貸借料関係」欄の数値は、消費税及び地方消費税を含まない金額である。

10　法人の事業税の税率は、Ｌ県及びN県では地方税法に定める標準税率、M県では同法に定めるいわゆる制限税率と同一の率を採用している。

11　上記以外に考慮すべき項目はない。

問２（25 点）

乙野一郎氏は、Ａ県、Ｂ県及びＣ国（地方税法の施行地外）に事務所を設けて個人として事業を行う者である。次の**【資料】**に基づき、令和８年度において乙野一郎氏が各県に納付すべき事業税額を、それぞれ計算過程を明らかにして算定しなさい。

なお、乙野一郎氏は事業の開始以来、所得税の青色申告書を提出することについて、所轄税務署長の承認を受けたことはない。

【資料】

１　令和７年１月１日から令和７年 12 月 31 日までの乙野一郎氏の事業別の収入金額及び必要経費は次のとおりである。

事業内容	収入金額	必要経費
農業	3,355,500 円	3,121,500 円
畜産業	44,573,000 円	22,150,200 円
獣医業	25,660,000 円	14,550,000 円
駐車場業	2,650,400 円	855,200 円
飲食店業	19,539,800 円	13,023,100 円
合計	95,778,700 円	53,700,000 円

（注１）　農業は、米の栽培を行っている。

（注２）　畜産業は、農業に付随して行うものではない。なお、畜産業には乙野一郎氏の祖父（乙野太郎氏）が常に従事しており、事業従業者の労働日数は下記のとおりである。

・畜産業の令和７年中の延労働日数　　1,980 日

・上記日数のうち、乙野一郎氏及び乙野一郎氏と同居する親族の労力によって当該事業を行った日数の合計　　540 日

（注３）　Ｂ県に動物病院を設けて獣医業を行っている。

（注４）　駐車場業は、駐車可能台数 10 台の青空駐車場である。

（注５）　飲食店業は、居酒屋の経営を行っている。また、Ｃ国においても事務所（恒久的施設に相当するものであり、令和７年 12 月 31 日時点の従業者数は３人である。）を設けて、令和６年 10 月１日から居酒屋の経営を行っている。Ｃ国における事業に係る収入金額及び必要経費は上記の金額に含んでいるが、Ｃ国に帰属する所得の計算は困難である。

（注６）　必要経費には、事業専従者に係る経費は含まれていない。

2　令和７年中における事務所の所在地及び従業者数は次のとおりである。なお、従業者数には、乙野一郎氏及び乙野一郎氏と生計を一にする親族及びアルバイトを含む。

（単位：人）

事業内容	所在地	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
農業	A県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
畜産業	A県	6	6	6	6	6	7	7	7	7	7	7	7
獣医業	B県	2	2	2	5	5	5	5	3	3	3	3	5
駐車場業	B県	—	—	—	—	—	—	—	3	3	3	4	4
飲食店業	A県	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

（注１）　上記の従業者数の数値は各月の末日現在における従業者数である。

（注２）　B県の駐車場業は、令和７年８月17日に事業を開始した。

3　乙野一郎氏と生計を一にする親族に関する事項は次のとおりである。

⑴　乙野花子氏（妻）は、令和７年１月１日から令和７年12月31日までの間、乙野一郎氏の行う飲食店業にのみ従事し、その間に2,970,000円の給与の支払を受けた。

⑵　乙野太郎氏（祖父）は、令和７年１月１日から令和７年12月31日までの間、乙野一郎氏の行う畜産業にのみ従事し、その間に2,100,000円の給与の支払を受けた。

⑶　乙野智氏（長男）は、令和７年８月19日から令和７年11月30日までの間、乙野一郎氏の行う獣医業にのみ従事し、その間に463,000円の給与の支払を受けた。

⑷　乙野健一氏（従兄弟）は、令和７年１月１日から令和７年12月31日までの間、乙野一郎氏の行う畜産業にのみ従事し、その間に4,200,000円の給与の支払を受けた。

※　いずれも令和７年12月31日時点で年齢が15歳以上である。

4　乙野一郎氏は、令和６年６月21日まで畜産業の用に供していた車両を令和７年７月６日に譲渡し、その譲渡により320,000円の損失額が生じた。また、令和７年12月14日まで獣医業の用に供していた備品を令和７年12月25日に譲渡し、その譲渡により235,000円の損失が生じた。

5　令和６年中の事業の所得の計算上算定された損失の額は3,200,000円であり、令和６年中の事業の所得に基づく事業税の納税額はなかった。なお、上記の損失の額のうち、風水害により損害を受けた飲食店業の備品に関する損失の額は2,225,000円である。

6　C国の法令により、C国において行う事業に帰属する所得に対して所得税に相当する税360,000円が課されており、所得税の所得の計算において、全額を必要経費に算入している。

（上記１の必要経費に含んでいる。）

7　乙野一郎氏は事業の開始以来、事業税の賦課徴収につき必要な事項を附記した所得税の確定申告書を期限内に提出している。

8　事業税の税率は、A県は地方税法に定める標準税率、B県は同法に定めるいわゆる制限税率と同一の率である。

9　上記以外に考慮すべき項目はない。